一　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四条第六項第五号
二　漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）第二十七条第六項第五号
三　農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）第九十五条第四項第五号

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令の施行の際現に産業競争力強化法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下この条において「旧産活法」という。）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は旧産活法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第六項第五号、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第六項第五号及び農林中央金庫法施行規則第九十五条第四項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

2　この命令の施行後に産業競争力強化法附則第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社又は同法附則第二十条第一項の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産活法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に関するこの命令による改正後の農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第三十四条第六項第五号、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第二十七条第六項第五号及び農林中央金庫法施行規則第九十五条第四項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

○内閣府・経済産業省令第一号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五十六条第一項の規定に基づき、産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　茂木　敏充

産業競争力強化法第五十六条第一項の経済産業省令・内閣府令で定める基準を定める命令

（用語の定義）

第一条　この命令において使用する用語は、産業競争力強化法（以下「法」という。）及び経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成二十六年経済産業省令第一号）において使用する用語の例による。

（償還すべき社債の金額の減額に関する基準）

第二条　法第五十六条第一項の社債権者集会の決議に基づき行う償還すべき社債の金額の減額が、特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令・内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一　当該減額の目的が、当該減額に係る確認を求めた事業者の事業再生のために合理的に必要となる償還すべき社債の金額についての減額を行うものであること。

二　当該減額に係る確認を求めた事業者を当該確認時点で清算した場合の当該社債の償還すべき金額を、当該減額を行った場合の当該社債の償還すべき金額が下回らないと見込まれること等、当該減額が、当該社債の社債権者にとって経済的合理性を有すると見込まれるものであること。

（特定認証紛争解決事業者が考慮する事項）

第三条　特定認証紛争解決事業者は、前条各号に掲げる事項に該当するかどうかを確認するに際しては、当該減額に係る確認を求めた事業者の事業再生計画案における当該社債に係る債務以外の債務の免除の状況その他の事情に鑑み、当該事業再生計画案における当該社債に係る債務以外の債務の取扱いとの実質的な衡平について十分に考慮しなければならない。

附　則

この命令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

省　令

○総務省令第三号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条の四第一項及び第二十四条の二第二項中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十二号」に改める。

附　則

この省令は、産業競争力強化法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

○財務省令第一号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第三十九条第二項」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を「産業競争力強化法第百三十八条第一項」に改める。

第二百十八条第一項第四号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二十四条の三第二項」を「産業競争力強化法第三十九条第二項」に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を「産業競争力強化法第百三十八条第一項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十六年一月二十日から施行する。

○財務省令第二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の七第十七項、第七十条の七の二第十七項及び第八十条、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の四並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十二条の八第十八項第一号イ(5)、第三十九条の五第十九項第一号イ(5)及び第四十二条の六第一項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十七日

財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一